

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、目黒区(以下「区」という。)における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>区は、住民基本台帳の整備その他の業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う(詳細については別添1を参照)。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出に基づき、又は職権により、住民票の記載、削除又は記載の修正を行う。3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置を講じる。4 転出届に基づき住民票の記載をした際の転出先市町村に対する通知又は転出証明書の交付を行う。5 本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、住民票の写し等を交付する。6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知を行う。7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に対し、本人確認情報を照会する。8 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う。9 住民からの請求又は職権により、個人番号を変更する。10 個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 <p>なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通連携基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住基法 (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p> <p>3 個人番号カード省令 (平成26年総務省令第85号) ・第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ・第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(機構への通知)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、48の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、91の項、92の項、96の項、106の項、108の項、110の項、112の項、115の項、118の項、124の項、129の項、130の項、132の項、136の項、137の項、138の項、141の項、142の項、144の項、149の項、150の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、163の項、164の項、165の項及び166の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	目黒区区民生活部戸籍住民課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9350
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	目黒区区民生活部戸籍住民課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9350

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人事的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 (主な対策) ・申請・届出における本人確認を徹底する ・情報処理システムに情報の入力をするときは、入力者以外の者による確認を行う。 ・申請書・届出書は、受付後は所定のケースに収納したのち、施錠可能な書庫等に保管する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(前省略)別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120及び121(以下省略)	(前省略)別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120(以下省略)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通連携基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナンバーぴたりサービス)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	1 番号法 ・第7条(指定及び通知)(以下省略)	1 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知)(以下省略)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	<前省略>2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け)(以下省略)	<前省略>2 住基法 (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け)(以下省略)	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	<前省略>3 個人番号カード省令 ・第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ・第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務に係る通知)	<前省略>3 個人番号カード省令 (平成26年総務省令第85号) 第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) 第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任) 第36条(機構への通知)	事前	
令和7年1月28日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに別表第二の1、2、3、4、5、6、9、11、13、18、25、32、34、38、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、83、84、89、97、100、104、108、114、119、121、122、124、129、130、134、135、137、138、140、141、142、145、146、147、148、151、152及び155の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ※主務省令:番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、48の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、91の項、92の項、96の項、106の項、108の項、110の項、112の項、115の項、118の項、124の項、129の項、130の項、132の項、136の項、137の項、138の項、141の項、142の項、144の項、149の項、150の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、163の項、164の項、165の項及び166の項	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<前省略> なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令...	<前省略> なお、8の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令...	事後	
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月28日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人事的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 (主な対策) ・申請・届出における本人確認を徹底する ・情報処理システムに情報の入力をするときは、入力者以外の者による確認を行う。 ・申請書・届出書は、受付後は所定のケースに収納したのち、施錠可能な書庫等に保管する。	事後	
令和7年1月28日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和8年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	